このような機会を頂きありがとうございます。

私はDPI日本会議という全ての障害者の完全参加、機会均等を目指して活動しているNGOから参加をしております。私たちは障害者権利条約の策定にも携わりました。

本日は日本の障害者に対する強制不妊手術の状況について報告します。未だに優生思想は強く残っています。

日本には1948年～1996年に旧優生保護法という法律があり、少なくとも2万5000人もの障害者が優生手術を受けさせられて、子どもをもつかもたないかの自己決定権を奪われました。その多くは本人に手術の内容を知らされることなく、騙されたり薬をのまされることもありました。

障害女性への子宮摘出などの違法な行為は、避妊や月経介助の負担軽減を目的に、今でも行われている可能性があります。

現在全国38名の被害者が裁判を起こし、今も闘っております。私たちは彼らの裁判を支援しています。国はいまだに謝罪や補償を行っていません。この法律は、障害者を不良な子孫と位置づけると同時に、女性たちに健康な子どもを産むことを強要しました。

そして障害女性は生殖に関する権利を否定され、障害者の親に対する育児支援も不十分です。昨年には、グループホームに住む知的障碍者カップルに対し、施設側が不妊処置か退所か、という究極の二択を迫っていたことも報告されています。

優生保護法が根付かせた優生思想は日本社会に深刻な陰を落としており、障害者は子どもをもち育てるべきではないという考えが蔓延しています。

昨年9月に国連障害者権利委員会から出された総括所見では、障害者に対する不妊手術や中絶の強要を禁止する措置をとるよう日本政府に求めています。私たちは日本政府がこの法律が誤りであったことを認め、被害を受けた人々を被害者と認め、全ての被害者に対して真に謝罪し、この問題を全面解決することを求めるとともに、世界中でこのような事が二度と起こらないように連帯して取り組んでまいります。